

「松山市地域公共交通網形成計画」の計画期間の延長等について

1. 計画期間延長の趣旨

本市では、平成31年3月に、計画期間を平成31年度から令和5年度までの5年間とする「松山市地域公共交通網形成計画」を策定し、地域の実情に合った公共交通ネットワークの実現に向けて、各種施策に取り組んできた。

そうした中、公共交通の利用者は、人口減少や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛の影響などで、コロナ禍以前よりも減少しているほか、公共交通事業者は、燃油価格の高騰や運転手不足等で、「市民の足」である公共交通の維持・確保が大変厳しい経営環境に置かれている。

一方で、地域主体の新たな交通サービスの出現や、運転手不足解消の一助が期待される自動運転の導入、ライドシェアの一部解禁に向けた動きがあるなど、公共交通を取り巻く環境は大きく変化している。

また、本市では現在、近隣の市町を含む松山都市圏で人の移動に着目したパーソントリップ調査を実施しており、令和6年度末に、当計画の基礎データとなる電車やバス、自転車などの交通分担率や、交通手段の乗り継ぎ状況の分析結果がまとまる予定である。

このような状況を踏まえ、現在実施しているパーソントリップ調査の分析結果を活用し、次期計画を、まちづくりと一体となった持続可能で利便性の高い地域公共交通網の形成を進めていく新たな計画とするため、現計画期間を令和7年度まで延長し、切れ目なく次期計画を令和8年度から開始することとする。

2. 計画期間延長に伴う変更内容

(1) 計画の期間

- ・現行の計画期間を2019（平成31）年4月～2026（令和8）年3月までの7年間に延長する。

(2) 計画の目標

- ・計画期間延長に伴い、目標年次の数値を令和7年度の数値へ変更する。

(3) 目標達成のための施策・事業

- ・計画期間延長に伴い、実施スケジュールを令和7年度まで延長する。
- ・乗継拠点のシームレス化の推進事業の追加（松山市駅・JR松山駅周辺）